



佐賀県公報

平成20年
3月7日
(金曜日)
第 13027号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (八八・長寿社会課) 一
- 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定辞退 (八九・〃) 一
- 森林法第八十九条の規定による掲示及び告示
- 道路の区域の変更
- 道路の供用開始

公 告

- 建設業の許可の取消処分
- 国土調査法に基づく地籍調査成果の認証申請
- 建設業の許可の取消処分
- 清算法人岡土地改良区清算人の就任届
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定

正 誤

- 平成二十年二月二十二日付け佐賀県公報第一三〇二一号中訂正

(まちづくり推進課)

六

○ 告 示

●佐賀県告示第八十八号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があつた。

平成二十年三月七日

佐賀県知事 古川 康

| サービスの種類 | 名 称 | 所 在 地 | 廢止年月日 |
|--------------------|---------------|-----------|-------|
| 訪問看護ステーション たちばな | 唐津市巖木町岩屋五〇五番地 | 平成二〇・二・二九 | |

●佐賀県告示第八十九号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八十三条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設から指定の辞退があつた。

平成二十年三月七日

佐賀県知事 古川 康

| 名 称 | 所 在 地 | 指定辞退年月日 |
|------|-------------------|-----------|
| 島田病院 | 佐賀市嘉瀬町大字中原一六七九番地一 | 平成二〇・三・三一 |

●佐賀県告示第九十号

平成十九年十二月十四日付け農林水産省告示第千六百三十六号で告示した指定施業要件の変更に関する通知に係る森林所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第八十九条の規定に基づき、その通知の内容を唐津市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成二十年三月七日

佐賀県知事 古川 康

一一 保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

| 保安林の所在場所 | 不分明である通知の相手方 |
|-----------------|--------------|
| 唐津市七山池原字山影甲二三四五 | 柴田 長平 |
| 唐津市七山池原字山影甲二三四五 | 吉村 太吉 |
| 唐津市七山池原甲二二九五 | 唐津市七山池原七三 |
| 唐津市七山池原字山影甲二三四三 | 吉村 守太郎 |
| 唐津市七山池原甲二二九五 | 唐津市七山池原七八 |

(二) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

(三) 変更に係る指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

二 (一) 保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

| 保安林の所在場所 | 不分明である通知の相手方 | |
|----------------------------|--------------|-------------|
| | 氏名 | 住所 |
| 唐津市七山荒川字長谷一一一二の 一 二四 | 吉村 定太郎 | 唐津市七山荒川一〇九九 |
| | | |

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 変更に係る指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県土づくり本部森林整備課並びに唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

●佐賀県告示第九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年三月七日から平成二十年四月七日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月七日

佐賀県知事 古川 康

| 道路の種類及び路線名 | | 区間 | 道路の区域 | | |
|------------|------|--|---|------|------|
| | | 変更前 | 幅員 | 延長 | |
| 一般国道 | 四九八号 | 武雄市朝日町大字中野字中小路 一〇二四七番一地先から 武雄市朝日町大字中野字中小路 一〇二五四番一地先から 武雄市朝日町大字中野字中小路 一〇二四七番一地先から 武雄市朝日町大字中野字中小路 一〇二五四番一地先まで | 一九〇 八二〇 一九〇 八二〇 一九〇 八二〇 一九〇 | メートル | メートル |
| 前 | | 後 | | | |
| 八・三 | 一一・〇 | 八・三 | 一・〇 | 六一・〇 | |
| | | | | | |
| | | 四九・〇 | | | |

●佐賀県告示第九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の一とおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年三月七日から平成二十年四月七日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月七日

佐賀県知事 古川 康

| | | |
|--------------------------|--|---------------------------|
| 路線名 一般国道 四九八号 線 | 共用開始の区間 武雄市朝口町大字中輪字中路1〇一四七番地先 から 武雄市朝口町大字中輪字中路1〇一五四番地先 地先 地 | 共用開始の区間 平成1〇・一一・七 年 |
|--------------------------|--|---------------------------|

○ 公 批

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成20年4月21日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成20年3月7日

佐賀県知事 古川 康

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づく建設業の許可の取消しに係る処分（同項第4号に該当するものに限る。）を行つたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成20年3月7日

| 処分をした年月日 | 被処分者の商号又は名称及び主たる営業所の所在地 | 被処分者の代表者の氏名及び許可番号 | 取り消した許可の内容 | 建設業法第12条の規定による届出のあった年月日 |
|-------------|-------------------------------------|---------------------------------------|---|-------------------------|
| 平成19年7月17日 | 有限会社エコライフ・ニブ 伊万里市二里町大里乙336番地8 | 仁部 義久 佐賀県知事許可 (般-18) 第10402号 | 建築工事業に関する一般建設業の許可 | 平成19年7月5日 |
| 平成19年10月15日 | 有限会社山口電気 商会 西松浦郡有田町本町丙1513番地3 | 山口 俊和 佐賀県知事許可 (般-17) 第2269号 | 電気工事業に関する一般建設業の許可 | 平成19年9月11日 |
| 平成19年10月5日 | 株式会社サガプロ 佐賀市西与賀町大字畠外797番地2 | 中山 英一 佐賀県知事許可 (般-19) 第5555号 | 土木工事業、電気工事業、管工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可 | 平成19年9月20日 |
| 平成19年11月5日 | 祐徳設備株式会社 佐賀市天神一丁目4番7号 | 鶴田 明彦 佐賀県知事許可 (般-18) 第5963号 | 土木工事業、電気工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可 | 平成19年10月10日 |
| 平成19年11月6日 | 株式会社江頭土木 工業 佐賀市川副町早津江1354番地1 | 江頭 肇 佐賀県知事許可 (般-17) 第7612号 | 造園工事業に関する一般建設業の許可 | 平成19年10月24日 |

この法人は、町おこしの重要性を理解する会員相互の協力により、地域市民、地域および団体等に対して、公共および観光に関する事業を行い、地域づくり等に関する活動を通じて平和で豊かな社会をつくるために寄与することを目的とする。

| | | | | | | | | | | |
|-----------------|---|--------------------------------------|--|-----------------------|----------------------------|---|--|--|------------------|----------------|
| 平成19年 11月6日 | 株式会社横尾土木 佐賀市川副町大井 道1268番地1 | 横尾 敏裕 佐賀県知事許可 (特-15) 第8538号 | 土木工事業、管工事業、 ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可 | 造園工事業に関する特定建設業の許可 | 平成19年10月 19日 | 平成19年10月 11月22日 4番7号 | 祐徳設備株式会社 佐賀市天神一丁目 古賀電気工事 杵島郡大町福母 2431番地4 | 鶴田 明彦 古賀 貢 佐賀県知事許可 (特-18) 第5963号 第8474号 | 管工事業に関する特定建設業の許可 | 平成19年11月 6日 |
| 平成19年 11月15日 | 株式会社ニシカワ 工業 佐賀市本庄町大字 鹿子1106番地 | 本村 豊春 佐賀県知事許可 (般-19) 第8959号 | 土木工事業、管工事業、 ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可 | 平成19年10月 30日 | 平成19年10月 11月27日 4番7号 | 古賀電気工事 杵島郡大町福母 2431番地4 | 古賀 貢 佐賀県知事許可 (般-17) 第8474号 | 電気工事業に関する一般建設業の許可 | 平成19年10月 26日 | |
| 平成19年 11月28日 | 有限会社中山組 東松浦郡玄海町大字 字平尾845番地 | 中山 道夫 佐賀県知事許可 (般-18) 第5372号 | 建築工事業に関する一般建設業の許可 | 建築工事業に関する一般建設業の許可 | 平成19年11月 6日 | 平成19年10月 29日 | 有限会社島本通信 島本 義人 佐賀県知事許可 (般-16) 第8264号 | 電気通信工事業に関する一般建設業の許可 | 平成19年10月 30日 | |
| 平成19年 11月16日 | 肥前土木建築株式 会社 三義基郡みやき町 大字原古賀146番 地2 | 山口 英子 佐賀県知事許可 (般-16) 第4147号 | 土木工事業に関する一般建設業の許可 | 土木工事業、ほ装工事 般建設業の許可 | 平成19年10月 29日 | 平成19年10月 11月22日 4番7号 | 有限会社本村建設 本村 豊春 佐賀県知事許可 (特-15) 第4352号 | 土木工事業、ほ装工事 及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可 | 平成19年10月 29日 | |
| 平成19年 11月20日 | 水田建設株式会社 小城市小城町松尾 363番地 | 水田 徳夫 佐賀県知事許可 (般-18) 第1405号 | 造園工事業に関する一般建設業の許可 | 造園工事業に関する一般建設業の許可 | 平成19年11月 5日 | 平成19年11月 11月9日 地144 | 有限会社寿産業 脇山 寿男 佐賀県知事許可 (般-17) 第3327号 | 土木工事業、とび・土 工工事業、管工事業、 ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可 | 平成19年10月 9日 | |
| 平成19年 11月8日 | 重松電機工業株式 会社 武雄市武雄町大字 昭和6番地4 | 重松 彰 佐賀県知事許可 (般-16) 第2803号 | 管工事業に関する一般建設業の許可 | 管工事業に関する一般建設業の許可 | 平成19年10月 9日 | 平成19年10月 12月13日 乙1203番地1 | 株式会社肥前建設 川島 新一 佐賀県知事許可 (特-15) 第6589号 | 建築工事業及び大工工 事業に関する特定建設業の許可 | 平成19年10月 19日 | |
| 平成19年 11月8日 | 株式会社カイロン 武雄市若木町大字 川吉字鉢の元9542 番地20 | 佐野 徹 佐賀県知事許可 (般-14) 第9912号 | 板金工事業に関する一般建設業の許可 | 板金工事業に関する一般建設業の許可 | 平成19年10月 10日 | 平成19年10月 12月13日 川甲1582番地2 | 株式会社小林産業 小林 成郎 佐賀県知事許可 (特-19) 第2470号 | 造園工事業に関する特 定建設業の許可 | 平成19年10月 18日 | |
| 平成19年 11月8日 | 有限会社匠屋プロ ジェクト 武雄市朝日町大字 甘久320番地1 | 松尾 隆 佐賀県知事許可 (般-14) 第9874号 | 建築工事業に関する一般建設業の許可 | 建築工事業に関する一般建設業の許可 | 平成19年10月 11日 | 平成19年10月 12月13日 武雄市若木町大字 本部2899番地2 | 有限会社原口工務 原口 広 佐賀県知事許可 (般-14) 第9863号 | 土木工事業、とび・土 工工事業及び管工事業 に関する一般建設業の許可 | 平成19年10月 9日 | |

| | | | | | |
|-----------------|---------------------------------|--------------------------------------|--|-----------------|--|
| 平成19年 12月14日 | 古賀左官 嬉野市嬉野町大字 岩屋川内乙2920番 | 古賀 駿 佐賀県知事許可 (般-14) 第5710号 | 土木工事業、左官工事 及びとび・土工工事 業に関する一般建設業 の許可 | 平成19年11月 16日 | 4 調査を行った地域 川副町大字犬井道の一部 |
| 平成19年 12月14日 | 株式会社中尾鋼板 工業 | 中尾 正純 佐賀県知事許可 (般-19) 第5673号 | 建築工事業に関する一 般建設業の許可 | 平成19年11月 22日 | 5 認証年月日 平成20年3月7日 |
| 平成19年 12月14日 | 立花建設株式会社 鹿島市高津原3578 番地1 | 川崎 優 佐賀県知事許可 (般・特-18) 第7号 | 土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、 鋼構造物工事業、ほ装 工事業、しゅんせつ工 事業、塗装工事業及び 水道施設工事業に関する 特定建設業の許可 建築工事業に関する一 般建設業の許可 | 平成19年11月 26日 | 土地改良法(昭和24年法律第195号) 第68条第2項において準用する同法第 18条第16項の規定により、清算法人岡土地改良区から次のとおり清算人が就任 した旨届出があった。 平成20年3月7日 |
| 平成19年 12月20日 | 有限会社濱地組 伊万里市山代町楠 久1522番地2 | 濱地 隆弘 佐賀県知事許可 (般-19) 第8028号 | ほ装工事業に関する一 般建設業の許可 | 平成19年10月 22日 | 建築基準法(昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定による道路 の位置を次のとおり指定した。 平成20年3月7日 |

国土調査法(昭和26年法律第180号) 第19条第2項の規定により、国土調査
(地籍調査)の成果を次のとおり認証した。

1 調査を行った者の名称
佐賀県知事 古川 康

2 調査を行った時期
平成18年5月22日から平成20年1月31日まで

3 成果の名称
川副町の地籍図及び地籍簿

| 指定番号 | 指 定 位 置 | 指 定 年月日 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|------|---|----------------|---------------|---------------|
| 28 | 小城市小城町字布施ヶ里古町 四角326番4、833番2、834 番2、835番4及び835番5 | 平成20年 2月28日 | 6.00 | 52.08 |

指定図面は、佐賀県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

○ 正 誤

| | | | |
|---------|-------------|------|-------|
| 左から十二行目 | 705番8 | 2 下段 | 頁 箇 所 |
| | | | 誤 |
| | 705番8、705番9 | | 正 |

平成二十年二月二十二日付け佐賀県公報第一三〇二二一号中訂正

申込読料
一か年三一、二〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者
平成二十年三月七日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印刷定日
毎週月曜日
株古川総合印刷